○農林水産省令第十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省令第十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

規　則

○カジノ管理委員会規則第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）を実施するため、カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

令和八年三月二日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項

二　特定複合観光施設区域整備法第百七条第四項、第百八十六条第三項（同法第百九十五条及び第二百三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第百九十七条第二項、第百九十八条第二項、第百九十九条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二条第二項及び第二百三条第一項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。